

函 農 林

令和5年（2023年）6月22日

経済建設常任委員会 委員各位

農 林 水 産 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を参考配付いたします。

記

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に違反した事案
(捕獲したシカの残滓の放置) の発生について

(農林水産部農林整備課)

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に
違反した事案（捕獲したシカの残滓の放置）の発生について

1 概要

本市では、近年シカの個体数の増加により、農林業被害や車両の接触事故が増加していることから市内の狩猟団体4者と有害鳥獣駆除業務の委託契約を締結しているところですが、本年5月、業務を受託する狩猟団体の従事者が猟銃でシカを捕獲した際、残滓（必要な部位を切り取った後の残り）を回収せずに、放置した事案が発生したところです。

捕獲後の残滓を放置することは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）」第18条に違反することから、市は従事者に対し、鳥獣保護管理法第9条第8項に基づき、北海道知事から許可された捕獲従事者の資格の取消とともに、捕獲許可従事者証の返却を求めたところです。

2 発生箇所

函館市柏野町（恵山支所管内）

3 従事者

函館市内在住の60歳代の男性

4 経過

令和5年6月12日(月) 恵山支所産業建設課より事案発生の報告
6月14日(水) 発生現場確認, 目撃者への聞き取り調査
6月16日(金) 渡島総合振興局保健環境部環境生活課へ事案報告
従事者の所属団体である北海道猟友会新函館支部に
事案を確認, 従事者確定
6月19日(月) 渡島総合振興局保健環境部環境生活課と現地確認

5 詳細

- ・ 従事者が食肉になる部位（後肢）のみを切断し、残りをそのまま放置している箇所は複数発見されている。
- ・ 目撃情報では、従事者は5月4日(木), 5日(金), 10日(水)にかけて4か所でシカを捕獲しており、その際、車のナンバーも目撃されている。

6 今後の対応

鳥獣保護行政の監督官庁である渡島総合振興局の指示を踏まえ対応する。



国土地理院 地理院タイル 標準地図(電子国土基本図、小縮尺地図)